

監査事務所検査における 最近の指摘事例について

～「監査事務所検査結果事例集(令和5事務年度版)」のポイント～

公認会計士・監査審査会事務局 審査検査課長 八木原 栄二

はじめに

公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)は、平成16年4月の発足以降、公益の確保及び投資者保護の観点から、我が国における監査の品質の確保・向上のために監査事務所(監査法人又は公認会計士)に対する検査を実施してきた。

審査会検査における指摘事例や評価できる取組については、審査会としての監査の期待水準を提示し、監査事務所による監査の品質の確保・向上に向けた自主的な取組を促すとともに、上場会社等の取締役・監査役等や投資者等の市場参加者に対する参考情報を提供することを目的に、「監査事務所検査結果事例集」として年次で取りまとめ、公表している。

去る7月14日に公表した令和5事務年度版の監査事務所検査結果事例集(以下「本事例集」という。)では、最新の事例に入れ替えるとともに、特に中小規模監査事務所における改善に資するよう評価できる取組の事例を充実している。

なお、審査会のモニタリング活動を通じて入手した情報は、「令和5年版モニタリングレポート」として取りまとめ、本事例集と併せて審査

会ウェブサイトに掲載しているもので、参照されたい。

本事例集の構成及び特徴

本事例集は、「Ⅰ. 業務管理態勢編(根本原因の究明)」、「Ⅱ. 品質管理態勢編」、「Ⅲ. 個別監査業務編」及び「Ⅳ. その他」の4項目から構成されており、ⅠからⅢの各項目については、監査事務所はその規模(人員、業務数等)によって運営状況が大きく異なることから、監査事務所の規模別に記載している。

「Ⅰ. 業務管理態勢編(根本原因の究明)」では、根本原因究明の重要性に鑑み、審査会の実施した根本原因の究明及び根本原因の事例を充実させている。

「Ⅱ. 品質管理態勢編」では、品質管理態勢の問題点に係る事例を充実させたほか、「品質管理業務の実施」において、数多く指摘されている項目に係る根拠規定及び留意点を一覧表にまとめて掲載している。

「Ⅲ. 個別監査業務編」では、上場会社や海外グループ会社での不正会計の問題の発生が引き続き注目されている状況に鑑み、「1. 財務諸表監査における不正」、「4. 会計上の見積りの監査」及び「5. グループ監査」等において、

指摘事例や留意点などの記載を充実させている。

具体的な事例

本稿では、紙幅の関係から一部の事例の紹介となるが、文中のコメント部分においては、筆者の私見が含まれていることを申し添える。

(注)「大手監査法人」は、上場会社を概ね100社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上のいわゆる4大監査法人を指す。「準大手監査法人」は、4大監査法人に準ずる規模の5法人を指す。「中小規模監査事務所」は、大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所を指す。

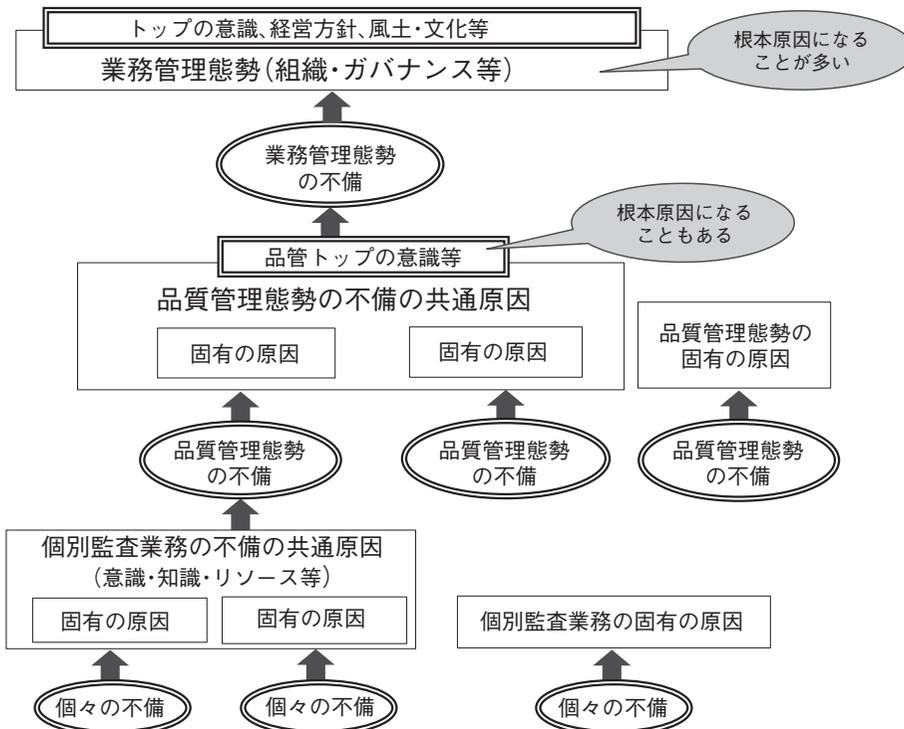
I. 業務管理態勢編(根本原因の究明)

検査において検証する範囲は限定的であるため、検査で発見された不備と根本原因を同じくする未発見の不備が、検証されていない部分に

存在する可能性は高い。また、不備発生の直接的な原因のみを考慮して個々の改善策を実施したとしても、その効果は一時的なものとなり、再度同様の不備が発生することとなる。もちろん、喫緊に改善を要する場合もあるが、対症療法的な改善策に終始している場合には、改善策が累積し、監査現場に負担をかけ、かえって効果的・効率的な監査業務の妨げとなる場合も少なくない。したがって、各監査事務所において改善策を策定する際には、不備の根本原因の究明の重要性を認識し、本質的な品質管理の向上に努める必要がある。

根本原因の究明においては、まず、個々の不備の直接的な原因を的確に把握することが重要である。その際、不備発生の直接的な原因を、監査実施者個人の知識や意識、経験だけに帰すのではなく、監査チームの状況や被監査会社

【図表 1】 不備と根本原因の究明(参考イメージ)



の業況等も十分に理解した上で把握する必要がある。なお、直接的な原因には、個々の不備に対して識別される「固有の原因」と、識別した固有の原因が複数の不備に共通する「共通原因」があり、共通原因が生じた原因を更に検討することで根本原因の究明につながることが多い。

これまでの検査において、不備の根本原因として挙げられる問題点は、トップの意識や経営方針、ガバナンス態勢、組織風土といった業務管理態勢に係るものであることが多いため、各監査事務所においては、業務管理態勢の実効性には特に留意する必要がある。なお、品質管理担当責任者の意識など、品質管理態勢に係るものが根本原因となることもある(図表1参照)。

根本原因の究明の事例には次のようなものがある。

〈大手監査法人における事例〉

当監査法人においては、検証対象とした個別監査業務の一部に、重要な不備を含む複数の不備が認められた。

これらの不備の直接的な原因は、業務執行社員及び監査補助者が、会計上の見積りに関する会計処理の適時性について、経営者の主張に対する批判的な検討を十分に実施していないことや重要な虚偽表示リスクが相対的に低いと判断した領域について、リスクの水準に適合した監査手続が実施されているか検討する必要性を十分に認識していなかったことにあった。また、監査の品質改善施策を主導する品質管理本部は、リスクが生じている監査チームに対する組織的なサポートの実施に当たり、改善施策の実施者である各監査事業部の品質管理担当社員に実施すべき手続の範囲や水準を明示していないほか、監査現場において改善効果を発揮しているかを十分に確認していないなど、品質管理本部及び改善施策の実施者間での十分な連携が実施されないままとなっていたという品質管理態勢の不

備の共通原因が認められた。

このような状況を踏まえ、更に根本原因を追究した結果、経営執行部は、品質管理本部と改善施策の実施者とが、改善施策の本来の趣旨・目的に沿った運用及び監査現場での改善効果の発揮に向けて、緊密に連携しているかを確認する必要性を十分に認識していなかったという品質管理態勢に根本原因が認められた。

〈準大手監査法人における事例〉

当監査法人においては、検証対象とした個別監査業務の一部に、重要な不備を含む複数の不備が認められた。

これらの不備の直接的な原因は、監査における前年踏襲の意識や経営者の主張を批判的に検討する職業的懐疑心の不足などにあった。また、品質管理担当部門の人員や関与度合いが監査業務の拡大に比較して十分でないことから不備を検出・是正できていないことを、品質管理担当責任者が認識していない、といった品質管理態勢に係る不備も認められた。

このような状況を踏まえ、更に根本原因を追究した結果、最高経営責任者は、業容を拡大させている中、本部組織が人員配置の十分性を検討できていない状況を把握しておらず、本部組織の機能強化や品質管理態勢の改善は、本部の各責任者に任せておけば適切に実施されると考えているなど、品質管理態勢の十分性や実効性を最高経営責任者が自ら検証する意識が不足しているという業務管理態勢に根本原因が認められた。

〈中小規模監査事務所における事例〉

当監査事務所においては、品質管理態勢に不備が認められたほか、検証対象とした個別監査業務においても重要な不備を含む多数の不備が認められた。

個別監査業務の不備は、業務執行社員及び監査補助者が不正リスクの評価・対応、会計上の

見積りの監査等について、現行の監査の基準が求める手続の水準の理解不足や、業務執行社員が監査補助者を過度に信頼していることから、監査補助者が適切に業務を実施していると思いつ込み、監査調書の深度ある査閲を実施しなかったといった個別監査業務の不備の共通原因によるものであった。また、個別監査業務の不備の共通原因は、最高経営責任者及び品質管理担当責任者が、品質管理レビューや日常的監視活動での指摘事項に関し、同様の不備の発生防止のための根本原因分析を実施しておらず、改善措置の実施に対する意識が不足していることや、現行の監査の基準が求める手続の水準に対する理解が監査補助者に不足していることを認識していないことといった品質管理態勢の不備の共通原因によるものであった。

このような状況を踏まえ、更に根本原因を追究した結果、最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、過去の品質管理レビュー等において、重大な指摘を受けていないことをもって、監査品質に問題はないとの思い込みから監査品質の維持・向上に向けた意識が希薄していたこと、品質管理態勢を形式的に構築しさえすれば監査品質の改善は自ずと図られると思込んでいたことから、監査品質の改善に向けてのリーダー

シップを発揮していないという業務管理態勢の根本原因が認められた。

II. 品質管理態勢編

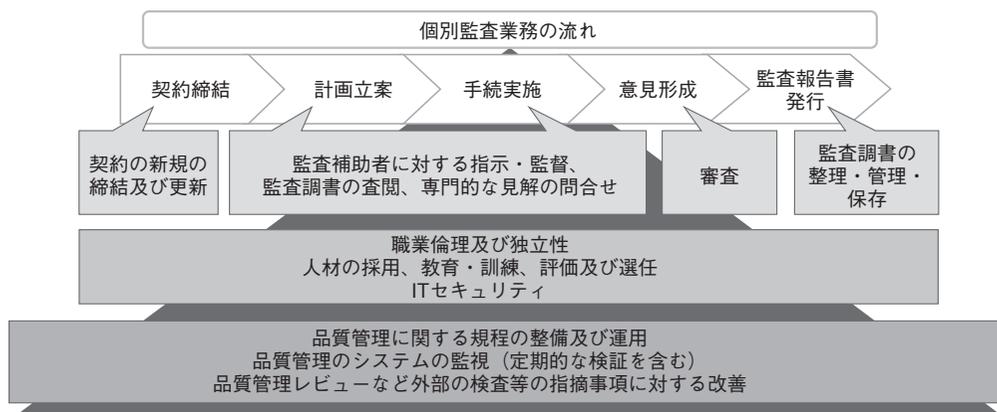
審査会検査では、品質管理態勢の維持・向上のため、監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置が、監査事務所の規模や特性に応じたものになっているかについて検証している。

監査事務所の品質管理のシステムは、大手監査法人から中小規模監査事務所まで、様々な形での対応がみられるため、検出された不備も各監査事務所の規模や特性を反映したものが多く認められている。

また、品質管理態勢には、個別監査業務の過程に関するものと、個別監査業務の過程以外に関するものがある。個別監査業務の過程に関するものとしては、契約リスクの評価、業務執行社員による監督や監査調書の査閲、専門的な見解の問合せ、審査などがある。個別監査業務の過程以外に関するものとしては、職業倫理及び独立性、人材の採用、教育・訓練などがある(図表2参照)。

品質管理態勢の不備及び評価できる取組事例には次のようなものがある。

【図表2】品質管理態勢と個別監査業務の関係(参考イメージ)



〈大手監査法人における事例〉

- ▶ 当監査法人は、一部の被監査会社に対し、当該被監査会社の監査に従事する職員のうち、公認会計士として登録されていない者を公認会計士とする虚偽の記載がされた監査契約書、監査計画説明書及び監査結果説明書を提出している。

また、当監査法人は、一部の被監査会社に対し、有価証券報告書の「監査業務に係る補助者の構成」欄に記載すべき公認会計士の人数について、誤った情報を伝達している。その結果、当該被監査会社は、有価証券報告書において公認会計士の人数を過大に開示している。

〈準大手監査法人及び中小規模監査事務所における事例〉

- ▶ 当監査事務所は、一部の被監査会社に対し、当該被監査会社に係る監査に従事する職員であって、公認会計士として登録されていない者の資格を公認会計士とする虚偽の記載がされた監査計画説明書を提出している。また、当監査事務所は、公認会計士としての登録が未了であった者に対し、公認会計士である旨の記載がされた名刺を発行している。
- ▶ 当監査事務所は、関係会社等が受嘱した非監査業務(財務デュー・デリジェンス業務等)を関係会社等からの委託により実施している。

しかしながら、当監査事務所は、関係会社等による非監査業務の受嘱について、独立性の保持のための方針及び手続を定めていない。また、当監査事務所による非監査業務の受嘱についても、ア)同時提供禁止業務等への該当性(非監査業務の委嘱者と被監査会社との資本関係の有無、非監査業務の内容等)の検討、イ)非監査業務の提供に当たり適用すべきセーフガードの検討、ウ)監査責任者及び品質管理担当責任者による承認等に関する具体的な手

続を定めていない。

- ▶ 監査チームは、被監査会社の有価証券報告書をEDINETに提出する時点において、専門的な見解の問合せに係る担当部署からの回答及び監査業務の審査が完了しておらず、監査法人として監査意見を正式に表明できる状況にないことを被監査会社に伝達していない。このため、監査チームは、審査等が未了であり、監査意見表明前であるにもかかわらず、被監査会社において、監査意見が既に表明されているかのような外観を呈した有価証券報告書をEDINETに提出する事態を引き起こしている。

〈評価できる取組〉

- ▶ 監査実施者に占める非常勤職員の割合が高いことを課題として認識し、その改善策として、常勤職員の採用強化、非常勤職員の常勤化を進めているほか、従事日数が少ない非常勤職員との契約更新は慎重に検討している。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の拡大や国際情勢の変化に伴う監査上の論点に対する監査チームの適切な検討をサポートするため、品質管理部門が、日本公認会計士協会から公表される監査上の留意事項等の内容を踏まえて監査上の論点を取りまとめた標準調書様式を作成し、当該様式による監査調書作成を必須としている。

全ての監査事務所において、品質管理のシステムの本来の目的である監査業務の品質の合理的な確保という観点を十分に認識した上で、品質管理のシステムが個別監査業務に対して有効に機能するよう、当該システムを効果的かつ効率的に整備・運用することが求められる。各監査事務所の最高経営責任者や品質管理担当責任者は、自らの監査事務所の規模や特性に応じた適切な品質管理のシステムの態勢を構築し、また、

必要に応じて見直すなど、適切に維持していく必要がある。

Ⅲ. 個別監査業務編

審査会検査における個別監査業務の不備事例は、監査計画の策定から監査意見の形成に至るまで、広範な領域にわたってみられる。ここでは、不正リスクへの対応やグループ監査についての事例を取り上げるほか、監査上の主要な検討事項(KAM)についての事例を取り上げる。

なお、本事例集では、これまで数多く指摘されている項目の事例をより強調して注意を促す観点から、個別監査業務において検出される不備に関し、数多く指摘されている項目に係る根拠規定及び留意点を整理している(図表3参照)。

1. 財務諸表監査における不正

財務諸表監査における不正リスクへの対応に係る不備としては、次の事例のように、収益認識における不正リスクへの対応手続が十分ではない事例や、内部統制の無効化に関係したリスクに対する監査手続が形式的な内容にとどまっている事例などがみられている。

▶ 被監査会社は、医療機関に対する出資・貸付けや債務保証等の資金支援業務に加え、支援先に対する経営・管理・運営の指導業務等の役務提供を行っている。

監査チームは、被監査会社が資金支援業務を背景に支援先に影響力を行使し、不当に過大な報酬を受領する可能性を収益認識に係る不正リスクとして識別している。また、監査チームは、業務委託契約の報酬金額の合理性を検証する観点から、経営者が適正とする報酬金額を合理的な報酬金額と設定の上、当該金額と実際の報酬金額とを比較する手続を実施している。

しかしながら、監査チームは、不当に過大

な報酬を受領する可能性を不正リスクとして識別していながら、経営者とのディスカッションを踏まえた理解のみに基づき、経営者が適正とする報酬金額を合理的な報酬金額として設定しており、報酬金額の合理性の検証において、不正リスクを識別していない場合に比べ、より適合性が高く、より証明力が強い監査証拠を入手していない。【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】

▶ 監査チームは、経営者による内部統制の無効化リスクへの対応手続としての仕訳テストを実施した際、業務システム上のデータを基にバッチ処理により自動的に生成される自動仕訳については、不正な仕訳が生成される余地が少ないとして、仕訳テストの対象から除外している。

しかしながら、監査チームは、当該仕訳テストの対象から自動仕訳を除外する際、業務システムへの不正データの入力、業務システムの特権IDを利用したデータの直接修正等により、不正な自動仕訳が生成される可能性について、十分に検討していない。【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】

▶ 監査チームは、被監査会社(3月決算)の5件の売上債権が、各債権の支払期日を超えて滞留し、回収条件及び回収方法の変更が検討されていることから、当該売上債権に係る各取引が通例でない取引であると判断していた。

また、監査チームは、当事業年度の第1四半期レビュー及び第2四半期レビューの実施時に、被監査会社から上記売上債権の回収可能性に関する説明を受けた。その後、被監査会社は、第2四半期レビュー実施時の説明に反して、「上記売上債権の全てについて、当事業年度の11月及び12月に、各得意先名義で被監査会社名義の銀行口座への入金が行わ

れ、回収された」との説明を行った。このため、監査チームは、当該口座への入金の実事を確認している。

しかしながら、監査チームは、売上計上後における上記売上債権の回収条件及び回収方法の変更の検討が繰り返されている状況を通例でないと判断しているにもかかわらず、取引発生時の支払条件・支払方法からの変更が検討されている理由を把握していないなど、当該状況が不正な財務報告を行うために行われた可能性を示唆するものであるかどうかを評価していない。【大手監査法人】

監査人は、監査実施の過程において、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合には、不正による重要な虚偽表示の疑義が存在していないかを判断するために、経営者に質問し説明を求めるとともに、追加的な監査手続を実施し、十分かつ適切な監査証拠を入手する必要がある。

また、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合には、リスク評価及び立案したリスク対応手続を修正し、想定される不正の態様等に直接対応した監査手続を実施しなければならないことに留意が必要である。

2. グループ監査

グループ監査に係る不備としては、重要な構成単位を識別する際に、個別の財務的重要性を限定的な財務指標のみで判定している事例や構成単位の監査人とのコミュニケーションが不十分な事例、連結仕訳について検討していない事例などがみられている。

なお、上場会社の重要な海外子会社に対するグループ監査に関しては、大手監査法人において、監査チームを支援するための組織的な対応がとられている状況がみられる一方、中小規模監査事務所においては、監査チームを支援する

対応が十分にできていない状況がみられる。

▶ 監査チームは、重要な構成単位としている海外子会社について、工事進行基準の見積計算における「実行予算の過少計上」のリスクを、グループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクとして識別している。

しかしながら、監査チームは、グループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクとして識別した、工事進行基準の見積計算における「実行予算の過少計上」のリスクについて、構成単位の監査人と討議していない。

【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】

▶ 被監査会社は、連結子会社であるA社の新規上場時の公募増資に際し、A社の非支配株主から払込みを受けたことにより、被監査会社のA社に対する持分比率が低下している。被監査会社は、当該持分比率の減少に関し、連結財務諸表上、払込金額の全額について、被支配株主持分の増加として会計処理している。

しかしながら、監査チームは、被監査会社の実施した、連結子会社の時価発行増資等に伴う親会社持分の減少に関する誤った会計処理を看過しており、被監査会社による会計処理について適切な検証を実施していない。【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】

グループ監査チームは、グループ財務諸表に係る適切な監査報告書を発行する責任が意見表明を行う監査人にあることを常に念頭に置いて、構成単位の財務情報に対して実施する監査手続等の範囲及び時期並びに発見事項について、構成単位の監査人と十分なコミュニケーションを行うことが求められる。

特に、海外に重要な構成単位が存在する場合には、グループ監査チームは、海外の重要な拠点の状況を把握し構成単位の監査人と十分なコ

コミュニケーションを行った上で、存在するリスクを適切に識別することが求められる。

3. 監査上の主要な検討事項(KAM)

KAMに関する不備としては、KAMに関連する財務諸表における注記事項への参照が不適切である事例や、KAMに記載した監査上の対応のうち、一部の実証手続や内部統制の整備・運用状況の評価手続を実施していない事例のほか、被監査会社の複数の子会社において、固定資産の減損など同様の事項をKAMの対象とした際に、全ての構成単位の監査人がKAMに記載した監査上の対応を実施しているかを確認していない事例などがみられた。

▶ 監査チームは、連結財務諸表監査におけるKAMの検討において、被監査会社の個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性を対象とすると決定した。

しかしながら、監査チームは、連結財務諸表上の税効果会計に関する注記を参照させた上で、連結財務諸表上の繰延税金資産の金額を記載しており、当該KAMの対象とした繰延税金資産の範囲を明示することなく、繰延税金資産全般の回収可能性に係る検討がKAMの対象となっているかのような記載を行っており、連結財務諸表上のKAMの内容及び決定理由に係る記載の適切性について十分に検討していない。【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】

▶ 監査チームは、被監査会社の連結財務諸表に係る監査報告書に、固定資産の減損をKAMとしたことのほか、取締役会等の会社資料の閲覧によるグルーピングの方法の検討、減損の兆候を把握するための不動産鑑定評価書等の根拠資料の閲覧及び減損の兆候が生じている事業について事業計画の閲覧等の監査手続を実施した旨を記載している。

しかしながら、監査チームは、実際には、

不動産鑑定評価書等の根拠資料の閲覧を実施していないにもかかわらず、当該閲覧を実施した旨を記載している。【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】

KAMの報告の目的は、実施された監査に関する透明性を高めることにより、監査報告書の情報手段としての価値を向上させることにある。また、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項を理解するのに役立つ追加的な情報が提供され、監査の透明性を高めることができる。そのため、監査人には、KAMの報告の目的を十分に理解した上で、KAMのボーラプレート化・形骸化に繋がらないよう適切な対応が求められる。

監査チームは、KAMを決定する際には、被監査会社の経営者及び監査役等との積極的なコミュニケーションを行うことが求められる。また、監査報告書に記載される「KAMの内容及び決定理由」には、KAMの対象となっている領域や金額を特定することにより、企業の特定の状況に直接関連付けた記載とすることに留意が必要である。

おわりに

審査会としては、各監査事務所が本事例集の内容を参考として自主的に監査品質の改善に向けた取組を行うことを期待している。

また、被監査会社におかれては、資本市場に対して適正な財務情報を提供する責任があることを再認識していただくとともに、監査報告書にKAMの記載が求められていることも踏まえ、適切かつ実効的な会計監査が行われるよう、会計監査人とのコミュニケーションをこれまで以上に積極的に行っていただければと考えている。

なお、審査会が実施した検査の結果について

は、監査事務所に対して書面を交付して通知しており、また、監査事務所はその内容等を被監査会社の監査役等に伝達することが求められていることから、こうした審査会の検査結果も有

効に活用していただき、監査事務所とコミュニケーションを深めていただければ幸いである（本事例集の「Ⅳ. その他 検査結果の通知」を参照）。

【図表3】 監査業務の実施において多数指摘されている項目に係る根拠規定及び関連する留意点

項目	指摘の根拠となることが多い規定	関連する留意点
1. 財務諸表監査における不正	監査基準報告書 240第25・29・31項	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 特にリスクが高いと判断した部分に安易に不正リスクを限定していないか。 ➤ 想定した不正リスクに適合する監査手続を立案・実施しているか。 ➤ 重要な取引の事業上の合理性を検討する際、関連する一連の取引の全体像を評価し検討しているか。
2. リスク評価及び評価したリスクへの対応	監査基準報告書 330第5・17項	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに応じて、実施するリスク対応手続の種類、時期及び範囲を立案しているか。 ➤ 評価した重要な虚偽表示リスクの程度にかかわらず、重要な取引種類、勘定残高、注記事項について、実証手続を立案し実施しているか。
3. 監査証拠	監査基準報告書 500第7・8・9項、同520第4項、同530第6・7項、同550第12・13項、同570第15項	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 経営者の利用する専門家の適性、能力及び客観性を評価するとともに、当該専門家の業務の適切性を検討しているか。 ➤ 被監査会社が作成した資料の信頼性を検討しているか。 ➤ 分析的実証手続の実施に際し、データの信頼性、推定値の精度、監査上許容できる差異の金額を超える差異の内容を検討しているか。 ➤ 監査サンプリングの実施に際し、サンプルの抽出方法やサンプル数の妥当性を検討しているか。 ➤ 特定項目抽出による試査を実施した場合に、母集団の残余部に関し、十分かつ適切な監査証拠を入手しているか。 ➤ 関連当事者との関係及び関連当事者との取引を網羅的に識別しているか。
4. 会計上の見積りの監査	監査基準報告書 540第8・12・14項 同500第8項	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 前年度の会計上の見積りの検討を実施しているか。 ➤ 棚卸資産の評価ルールや固定資産の減損に係るグルーピングなど、被監査会社が設定したルールの妥当性を検討しているか。 ➤ 会計上の見積りに際し、被監査会社が作成した資料の信頼性を検討しているか。 ➤ 事業計画の達成可能性など、被監査会社の主張について、具体的な裏付けに基づいた検討を行っているか。
5. グループ監査	監査基準報告書 600第8・30・31・41項	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 個別の財務的重要性を判定する際に使用する財務指標について、グループの性質及び状況に応じて、複数の指標を考慮しているか。 ➤ 構成単位の監査人が実施する作業に適切に関与しているか。 ➤ 連結仕訳について、適切性、網羅性を及び正確性を評価しているか。 ➤ 構成単位の監査人が実施した作業の妥当性を評価しているか。
6. 専門家の業務の利用	監査基準報告書 620第8項	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 専門家の適性、能力及び客観性を評価しているか。

7. 財務報告に係る内部統制の監査	監査基準報告書 265第6項 財務報告内部統制監査基準報告書第1号第44・100・112項	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 被監査会社の置かれた環境や事業の特性等を踏まえて、経営者による内部統制の評価範囲の妥当性を検討しているか。 ➤ 財務諸表監査におけるリスク評価と、経営者による内部統制の評価範囲の整合性を検討しているか。 ➤ 財務諸表監査の過程で虚偽表示を発見した場合、内部統制監査へ及ぼす影響を検討しているか。
8. 監査上の主要な検討事項(KAM)	監査基準報告書 701第12項	<ul style="list-style-type: none"> ➤ KAMの内容及びKAMに決定した理由に係る記載の適切性を検討しているか。 ➤ KAMに対する監査上の対応として実施した監査手続の内容を適切に記載しているか。